

## 助成金交付申請書

(提出先) 足立区長

住 所 (所在地)  
氏 名 (団体名)  
(代表者名)  
電話番号

足立区公衆喫煙所設置費等助成要綱第 6 条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

### 記

公衆喫煙所の所在地	足立区
公衆喫煙所の名称	
公衆喫煙所の面積	m <sup>2</sup>
公衆喫煙所の区分	<input type="checkbox"/> 屋内型 <input type="checkbox"/> 屋外コンテナ型 <input type="checkbox"/> 屋外トレーラー型
申請の種類	<input type="checkbox"/> 設置経費 <input type="checkbox"/> 維持管理費

#### <設置経費に係る申請>

工事着手予定日	年 月 日
工事完了予定日	年 月 日
総事業経費	円
他の助成額※	円
助成対象経費	円
助成申請額	円

#### <維持管理経費に係る申請>

助成申請期間	<input type="checkbox"/> 初年度 <input type="checkbox"/> ( ) 年目
	年 月 日 ~ 年 月 日
総事業経費	円
他の助成額※	円
助成対象経費	円
助成申請額	円

※ 足立区公衆喫煙所設置費等助成金以外の補助を受けている場合は、その金額を記入してください。

## 助成金に関する誓約書

(提出先) 足立区長

住 所 (所在地)  
氏 名 (団体名)  
(代表者名)  
電話番号

足立区公衆喫煙所設置費等助成金の交付にあたり、以下の要件を全て満たしていることに相違ありません。また、要件を満たさなくなった場合や申請に虚偽があった場合は、助成決定の取り消しに同意します。

要 件		チェック
1	屋内公衆喫煙所、屋外コンテナ型公衆喫煙所又は屋外トレーラー型公衆喫煙所で、次の要件を満たすものであること。	
	<p>屋内公衆喫煙所</p> <p>ア 給気のために必要な開口部（がらり及びアンダーカットを含む）を除き、床面から天井まで達する壁等によって非喫煙区域から空間的に分離されており、専ら喫煙のために利用される室であること。</p> <p>イ 境界部における非喫煙区域から喫煙室に向う気流の確保（喫煙室の入口において、喫煙室に向う風速が0.2 m/s以上）等、たばこの煙が非喫煙区域に流出することがないように措置が講じられていること。</p>	
	<p>屋外コンテナ型・屋外トレーラー型公衆喫煙所</p> <p>ア 近くを通行する者等に容易に受動喫煙を生じさせることがないように、コンテナやトレーラーにより非喫煙区域から区画されており、専ら喫煙のために利用される場所であること。</p> <p>イ 建物の入口や窓、人の往来が多い区域から可能な限り離して設置する等、周囲の状況に配慮されていること。</p>	
2	たばこの煙を可能な限り吸引し、屋外に排出することができる排気装置、脱臭機等が設置され、かつ、排出したたばこの煙及び臭いが近隣の居住施設及び人通りの多い区域に流入しないように配慮されていること。	
3	出入口に扉を設けていること。	
4	法令等で規定する基準を満たしたものであること。	
5	公衆喫煙所の出入口に、当該場所が喫煙可能場である旨及び20歳未満の者の立ち入りが禁止されている旨が分かる標識が掲示されており、かつ、掲示する標識は、外国人を含め、誰でもその内容が理解できるものとするよう十分留意されていること。	
6	床面積が概ね5㎡以上で、収容人数が3名以上であること。	
7	一般に開放し、無料で利用できること（おおむね108時間以上かつ週5日以上運営すること。）。)	
8	供用開始の日から5年間、継続して運営するものであること。	
9	区が公衆喫煙所として周知することができる状態にあること。	
10	法令に抵触せず、公序良俗に反しない運営形態のものであること。	
11	設置場所に隣接する建物（隣接する建物と同等の影響を受けると認められる建物を含む。）の居住者、テナント等から同意を得ていること。また、設置場所区域の町会・自治会に対して、十分な説明を行い、理解を得たものであること。	

